

令和 7 年度人吉市球磨焼酎蔵元支援給付金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、米価高騰の影響を受けている蔵元の負担軽減を図るため、予算の範囲内で令和 7 年度人吉市球磨焼酎蔵元支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、人吉市補助金交付規則（昭和 46 年人吉市規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 球磨焼酎 国産米（米こうじを含む。）を原料として、人吉球磨地域の水で仕込んだもろみを、人吉球磨地域で蒸留及びびん詰めしたものをいう。
- (2) 蔵元 球磨焼酎を製造する法人又は個人事業者をいう。

(給付対象者)

第 3 条 給付金の対象となる者（以下「給付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 球磨焼酎酒造組合に加入し、球磨焼酎製造業を営む蔵元であること。
- (2) 市内に事業所を有する蔵元であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 人吉市暴力団排除条例（平成 23 年人吉市条例第 17 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当するものでないこと。

(給付金の額)

第 4 条 給付金の額は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に給付対象事業者が購入した原料米 30kg 当たり 1,000 円を乗じて得た額とし、上限を 100 万円とする。ただし、給付金の額は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請)

第 5 条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 7 年度人吉市球磨焼酎蔵元支援給付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した原料米の購入日、購入先、購入数量、購入額等が確認できる書類
- (2) 購入先へ代金を支払ったことを証する領収書等の写し
- (3) 市税の滞納がないことの証明書

- (4) 金融機関口座通帳の写し
 - (5) 誓約書（様式第2号）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付申請の期間）

第6条 交付申請の期間は、令和7年10月20日から令和8年2月28日までとする。

（給付金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、給付金の交付の可否を決定し、令和7年度人吉市球磨焼酎蔵元支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 給付金の交付決定をした申請者（以下「給付決定者」という。）に対し、給付金を交付するものとする。

（給付金の交付等に関する周知）

第8条 市長は、この要項の施行に際し、給付対象事業者の要件、申請の方法、申請期間等の支援の概要について、市ホームページ等各種媒体により周知を行う。

（給付金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 給付金の交付決定の内容、これに付した条件、規則又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、令和7年度人吉市球磨焼酎蔵元支援給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により給付決定者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しの部分について既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（検査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者に対し必要な検査及び指示をすることができる。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。